

豊かな心の育成

< 指導重点 >

豊かな心の育成を目指し、校種を越えた連携や学校の教育活動全体を通じた取組を推進し、いじめを許さない集団づくりと安心できる環境づくり及び不登校児童生徒一人一人に対応した切れ目のない組織的な支援に努める。

人権教育の推進



学校における人権教育の目標

一人一人の児童生徒が発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、**【自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること】**ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行為に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること。

学校における人権教育の視点

- ①他の人の立場に立ってその人に必要なことやその人の考えや気持ちなどが分かるような**想像力、共感的に理解する力**
- ②考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるような伝え合い、わかり合うための**コミュニケーション能力**やそのための技能
- ③自分の要求を一方向的に主張するのではなく建設的な手法により他の人との**人間関係を調整する能力**及び**自他の要求を共に満たせる解決方法を見いだしてそれを実現させる能力**やそのための技能

教育活動全体を通じた人権教育の推進

SOSの出し方に関する教育



道徳教育の推進



道徳教育推進教師の役割

- 道徳教育の指導計画の作成に関すること
- 全教育活動における道徳教育の推進、充実に関すること
- 道徳教育の情報提供や情報交換に関すること
- 道徳教育の研修の充実に関すること
- 道徳教育における評価に関すること
- 道徳科の充実と指導体制に関すること
- 道徳用教材の整備・充実・活用に関すること
- 道徳科の授業の公開など家庭や地域社会との連携に関すること など

学校の組織力



全ての教職員が**共通理解、共通実践**できるようにする

道徳教育推進運動の実施

県内全ての公立小・中学校において、ふるさとを愛し、ふるさとを誇れる山梨の子供たちを育てるために、その基盤となる豊かな心を具体的な取組を通して育成する運動

道徳教育の充実に関する取組

道徳科の充実に関する取組

道徳教育に関わる体験活動や実践活動の充実に関する取組

参考資料

- 【人権教育全般】
 - 人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ] 指導等の在り方編及び実践編 (文部科学省)
- 【SOSの出し方に関する教育】
 - つばさ51号 (山梨県教育委員会)
- 【道徳教育推進運動】
 - 道徳教育推進運動について (依頼) (令和2年8月11日付け教義第2076号)



積極的な生徒指導の取組 ⇒ 学校・学級の中で、一人一人の存在や思いが大切にされる環境の設定を図る。⇐ **人権尊重の理念に基づく教育活動**

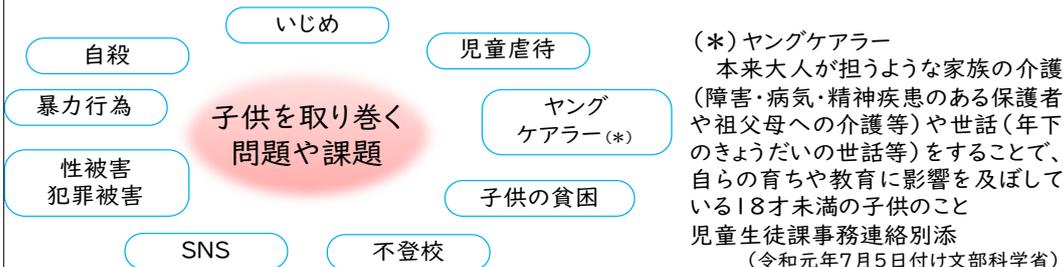
豊かな心の育成

< 指導重点 >

豊かな心の育成を目指し、校種を越えた連携や学校の教育活動全体を通じた取組を推進し、いじめを許さない集団づくりと安心できる環境づくり及び不登校児童生徒一人一人に対応した切れ目のない組織的な支援に努める。

SOSの出し方に関する教育

日本社会の急激な変化の中、子供を取り巻く環境は大きく変化し、様々な問題や課題が浮き彫りとなっています。それらの問題や課題の要因は複雑かつ多様なものとなっており、何か一つに原因を帰属し、それを解決するという単純なアプローチでは、問題の全体像を捉えることも、十分な対応をすることも難しくなっています。



このような背景を踏まえ、「援助希求的態度の育成」が推進されています。しかし、「助けて」が言えない、SOSが出せない子供もいます。

勉強が分からないんだけど、恥ずかしくて誰にも相談できない。相談したくても聞いてもらえないだろうな。

誰かに相談してもいじめはなくなるし、言ったら普通に接してもらえなくなるかもしれないな。

友達とけんかしちゃった。メールで謝ったのに返事がこない……。誰かに相談すれば関係が悪化しそうだし……。



いじめ対策

- 【学校いじめ防止基本方針の不断の見直し】
 - ・児童生徒・保護者への説明・WEB公表
 - ・児童生徒・保護者等と共に行う不断の見直し
- 【情報モラル教育の推進】
 - ・アンケート調査等の実施によるインターネットの使用状況の把握と指導
 - ・家庭と連携した取組（家庭での約束やフィルタリング）
- 【いじめを許さない集団づくりに関する校内研修の実施】
 - ・いじめ対策に係る事例集を活用した研修
 - ・各種研修会の還流報告



不登校対策

- 【不登校の未然防止】
 - ・児童生徒の実態に応じて楽しく学び合える魅力ある学校づくり
 - ・友人関係や家庭環境が変化した児童生徒、前年度欠席が目立った児童生徒に対する個別対応
- 【不登校児童生徒への組織的な対応】
 - ・個別の支援計画の作成によるきめ細やかな対応
 - ・SCによるカウンセリングやSSWIによる家庭環境の改善
 - ・総合教育センター、こすもす教室、市町村教育支援センター等との連携
- 【不登校児童生徒が生じない環境づくりに関する校内研修の実施】
 - ・SCによるカウンセリング手法等の研修



いじめ・不登校対策は、早期対応がカギ

見取りの視点 いじめ防止や不登校に関する研修の実施状況、情報モラル教育の年間計画への位置付け、インターネットの使用状況に関する調査の実施等

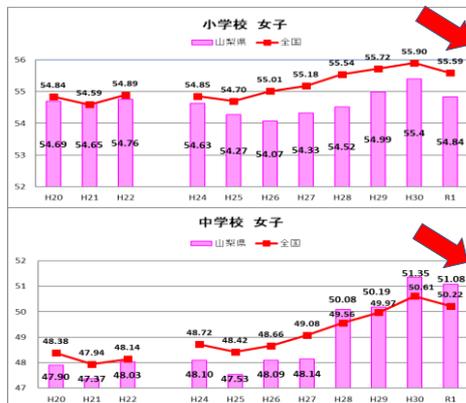
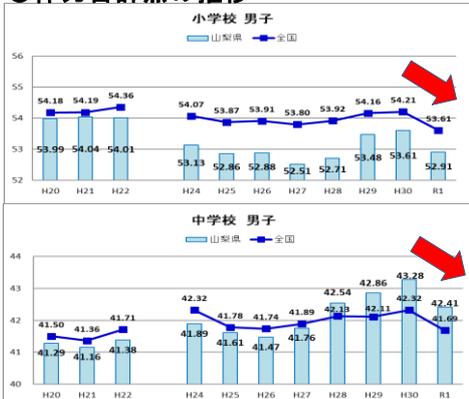
健やかな体の育成

< 指導重点 >

学校の教育活動全体を通じて、自ら運動を実践する態度を育成し、体力向上を図り、食育並びに心身の健康の保持増進及び安全に関する指導を相互に関連させながら、望ましい生活習慣の形成に努める。

児童生徒の体力・運動習慣の現状

○体力合計点の推移

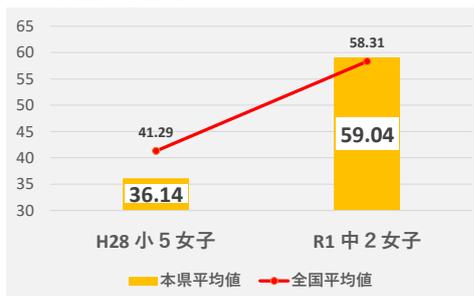
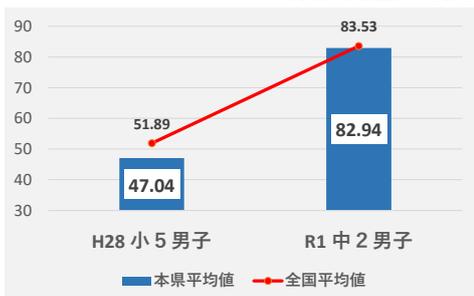


○1週間で420分以上運動している児童生徒の割合

	H29	H30	R1	R1全国平均値	全国平均値との差
小学校男子	59.1%	56.9%	55.6%	51.5%	+4.1
女子	33.3%	34.0%	31.6%	30.1%	+1.5
中学校男子	88.0%	88.2%	86.2%	83.5%	+2.7
女子	69.8%	65.3%	67.4%	61.7%	+5.7

全国体力・運動能力、運動習慣等調査報告書より

○「H28 小学校5年生」と「R1 中学校2年生」のシャトルラン平均値の比較 (同じ児童生徒集団の3年後の変化)



・小学校高学年から中学校1年生にかけて、体力の改善が図られたことがわかる

体力の向上に向けて

- ・運動やスポーツへの肯定的な理解を促す機会を大切にする
- ・既存の運動機会を、体力の向上につながるよう工夫する

「体育の授業が楽しいと思う」児童
「運動は健康にとって大切だと思う」生徒

体力合計点が高い

運動の楽しさを実感する
体育・保健体育の実践

運動の価値について理解できる
体育理論・保健教育

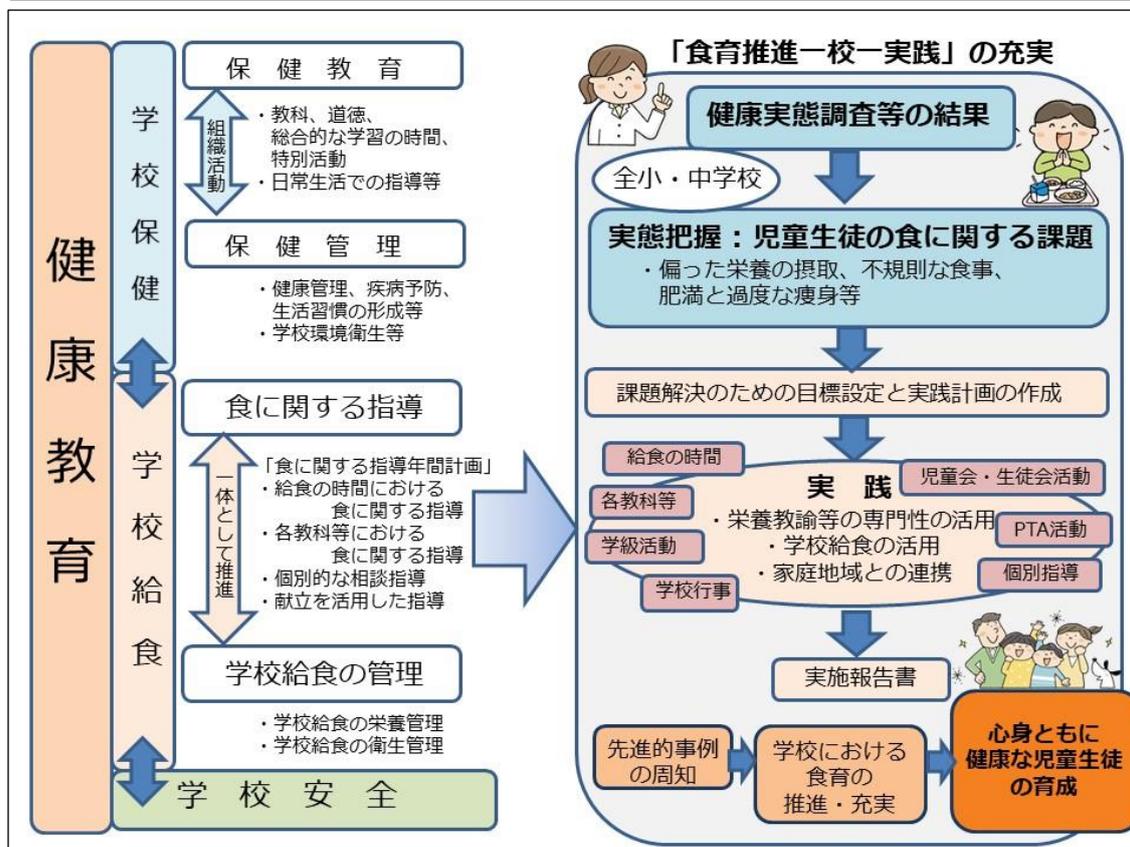
健康・体力向上を目指した
「一校一実践運動」の工夫

運動習慣をはじめとした
望ましい生活習慣の定着

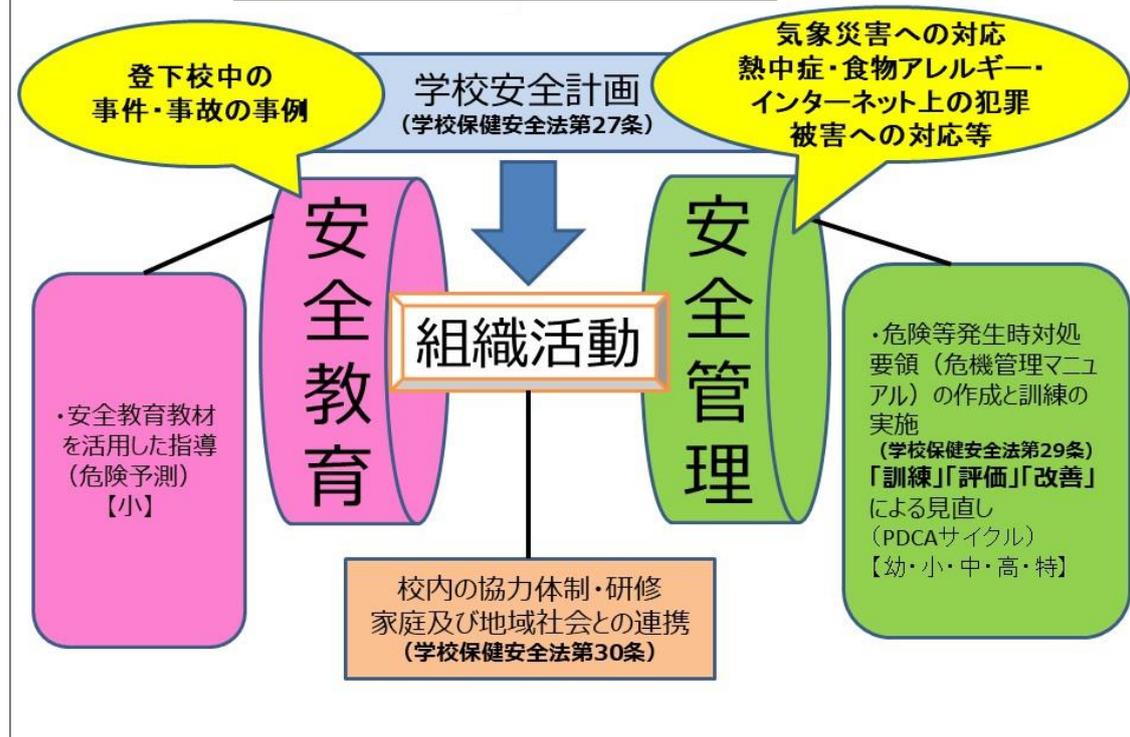
健やかな体の育成

< 指導重点 >

学校の教育活動全体を通じて、自ら運動を実践する態度を育成し、体力向上を図り、食育並びに心身の健康の保持増進及び安全に関する指導を相互に関連させながら、望ましい生活習慣の形成に努める。



学校における安全の取組



地域や世界で活躍できる人材の育成

< 指導重点 >

地域の特色を生かした学習活動を通して、郷土への理解を深めることができるようにするとともに、児童生徒一人一人がグローバルな視点を持ち、社会的・職業的自立に向け、将来に必要な基盤となる能力や態度の育成に努める。

CAN-DOリストの活用について

CAN-DOリストとは？

「実際に英語を使って何ができるのか」という視点から、学習到達目標を「～することができる」という形で示したもの。

CAN-DO in real life, Not in classroom.

～「指導と評価の一体化」のイメージ～

CAN-DO

関心のある事柄について、簡単な英語を用いて、質問したり、答えたりして会話を続けることができる。

なぜ必要なのか？

外国語科では、学習指導要領において、英語の目標を五つの領域別に示しているが、学年ごとの目標を示していない。各学校が児童生徒の実態に応じて、五つの領域別の学年ごとの到達目標を適切に定める必要があるため。

パフォーマンス課題
ALTに日本で行ってみたい場所についてインタビュー

ここを評価
(CAN-DOの達成状況を把握)

夏休みに友達と一緒に出かけたい場所について話し合っている

指導

(複数の)単元を通した指導
不定詞の指導
疑問文の指導
つなぎ言葉、相づちなどの使い方

(複数の)単元を通した指導
不定詞の指導
気持ちを表す表現の指導
つなぎ言葉、相づちなどの使い方

繰り返される言語活動

	目標	学習評価
外国語	知識及び技能 思考力、判断力、表現力等 学びに向かう力、人間性等	知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度
英語	5領域	知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度
学年	各学校で設定	CAN-DOリスト
単元	各学校で設定	

山梨県版CAN-DOリストのチェックを！

山梨県英語教育改善プラン推進事業

【背景】

- 第三期教育振興基本計画（2018～2022）及び新学習指導要領。
- グローバル化の進展に伴い、国内外の様々な場面において、外国語で躊躇なく意見を述べ、他者と交流し、共生する力の育成が求められる。
- 外国語教育の強化（小学校外国語教科化、中学校卒業時の英語力CEFR A1 50%以上、高等学校卒業時の英語力CEFR A2 50%以上）

【課題】

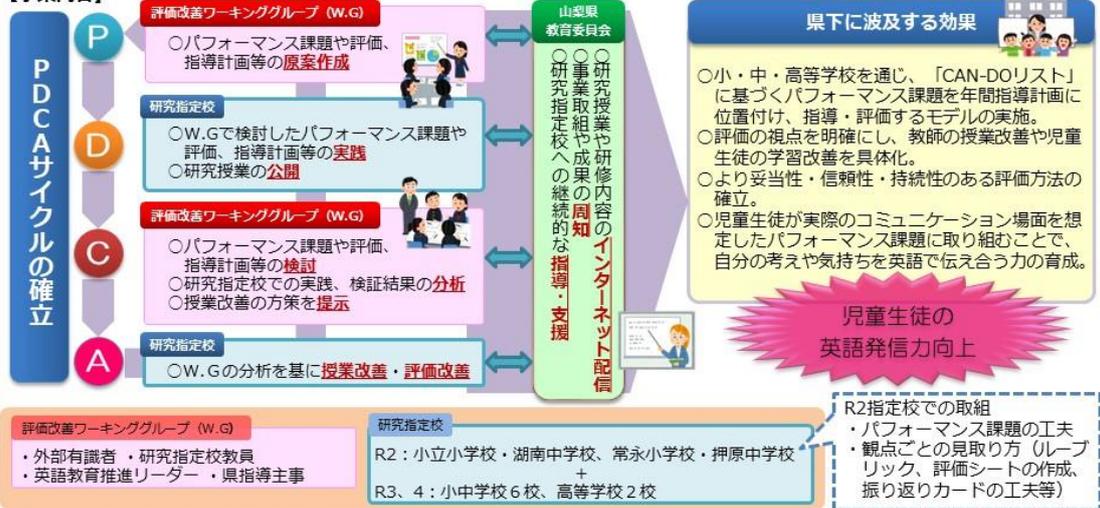
- 「話すこと」において妥当性・信頼性のある評価の実施が課題。
- 国の各調査結果から、中・高校生の「話すこと」「書くこと」に課題。
- 中学校卒業時の生徒の英語力 山梨県35.5% 全国44.0%
- 高等学校卒業時の生徒の英語力 山梨県44.7% 全国43.6%
- 「CAN-DOリスト」**の学習指導・評価への活用が課題。

※1 CAN-DOリスト：外国語における4技能5領域ごとに「～することができる」という学習到達目標を記述したもの。

【事業目的】

小・中・高等学校を通じて、グローバル社会に生きる児童生徒に求められる英語による発信力を向上させるために、実際の目的・場面・状況に応じた英語を活用する課題（パフォーマンス課題）を設定し、指導・評価するモデルを構築する。

【事業内容】



見取りの視点 英語教育実施状況調査、年間指導計画の作成状況等

特別支援教育の推進

＜ 指導重点 ＞

特別支援教育に関する専門性の向上を図り、多様な学びの場（通常の学級・通級による指導・特別支援学級・特別支援学校）における教育の充実に努める。

特別支援教育に関する理解の促進と専門性の向上のための研修実施

◆校内委員会等において、学校や地域のニーズに応じた必要な研修を企画する

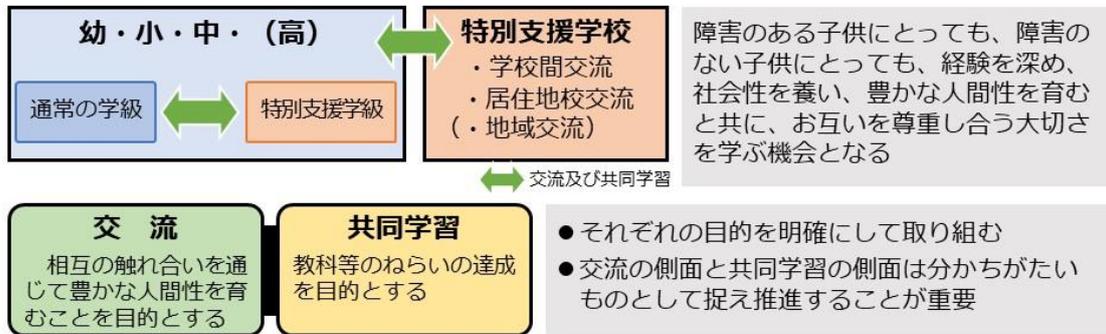
- 校内の特別支援教育を担当する教員の活用
- 特別支援学校のセンター的機能の活用
- 域内の福祉事業所等の専門家・担当者等の活用
- 医療機関・大学等との連携
- 教育委員会・総合教育センターの要請訪問等の活用

＜校内研修の内容例＞

- 障害等の特性に配慮した授業づくり、指導計画の作成について
- 「〇〇さん」の支援に関わる実態把握と留意事項の確認について
- 発達障害等に関する特性の理解と必要な支援について
- ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくり、集団づくりについて

多様性を認め合える集団づくりのための交流及び共同学習

◆交流及び共同学習において、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにする



支援を必要とする児童生徒への個別の教育支援計画の作成と校内委員会の実施

- ◆ 支援を必要とする児童生徒への個別の教育支援計画の作成と活用を推進する
- ◆ 個別の教育支援計画の作成及び活用について、支援内容の検討及び評価を校内委員会において適切に行う

校内委員会に求められる役割

- 実態把握と教育的ニーズの把握
- 支援内容の検討
- 状態や支援内容の評価
- ケース会議の開催
- 個別の教育支援計画等の作成・活用及び合理的配慮の提供
- 専門家チーム等の活用の判断
- 特別支援教育に関する校内研修計画の企画・立案

発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン（平成29年3月）文科省

校内委員会におけるモニタリング及び評価

- 教育的支援ニーズのある子供の実態把握
- 個別の教育支援計画について本人・保護者へ情報提供
- 作成に係る合意形成
- 個別の教育支援計画の作成
- 作成した内容及び関係機関等との連携に係る合意形成
- 支援及び合理的配慮の提供
- PDCAサイクルによる評価及び改善

2021

令和3年度
山梨県学校教育指導重点
山梨県教育庁義務教育課

やまなしスタンダード

●授業づくりの7つの視点

- ①授業の始めに児童生徒に授業のめあて（目標）を示している
- ②話し合い、討論、発表などの言語活動を効果的に取り入れている
- ③児童生徒は、他の人の話や発表に耳を傾けている
- ④児童生徒は、ノートをとっている
- ⑤活用・探究など、学んだことを別の場面で使うようにしている
- ⑥授業や単元の終わりに、児童生徒がめあて（目標）を達成しているかを評価している
- ⑦家庭学習（宿題や課題）と授業が、有機的に結びついている

学びの甲斐善八か条

●家庭学習のすすめ

- ①学びの大切さを知る
- ②学びの計画を立てる
- ③学んだことを伝える
- ④学びの土台をつくる
- ⑤疑問をもつ
- ⑥学びをいかす
- ⑦体力をつける
- ⑧望ましい生活習慣を身につける

